

社会福祉法人 雄和福祉会
花の家訪問介護事業所 運営規程
(訪問介護及び第一号訪問事業)

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人雄和福祉会（以下「本会」という。）が運営する花の家訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が実施する指定訪問介護及び第一号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者若しくは秋田市が認める研修修了者については第一号訪問事業に限り（以下「訪問介護員等」という。）、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び第一号訪問事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 指定訪問介護の提供にあたっては、事業所の訪問介護員等は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を計画的に行う。
- 2 第一号訪問事業の提供にあたっては、事業所の訪問介護員等は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 花の家訪問介護事業所
(2) 所在地 秋田県秋田市雄和石田字苗代沢 18 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（サービス提供責任者を兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上（常勤職員、訪問介護員を兼務）
サービス提供責任者は、本事業の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導や訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画の作成等、サービス内容の管理を行う
- (3) 訪問介護員等 常勤換算3名以上
訪問介護員は、指定訪問介護及び第一号訪問事業の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日、及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除き、月曜日から日曜日までの毎日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする(ただし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とし、指定訪問介護及び第一号訪問事業の提供も24時間行うものとする。)

(事業等の内容及び利用料等)

第6条 事業所において行う指定訪問介護及び第一号訪問事業の内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準及び秋田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護及び第一号訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行なう指定訪問介護及び第一号訪問事業に要した交通費は、通常の実施地域を越えた地点から1kmにつき35円を徴収する。
- 3 前1項及び2項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対し「重要事項説明書」等を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得、その支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印又は自署)を受ける。
- 4 利用料の支払いは、現金又は金融機関口座振替若しくは振込みにより、指定期日までに受ける。

(事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、秋田市とする。

(緊急時等の対応)

- 第8条 訪問介護員等は、指定訪問介護及び第一号訪問事業の実施中に利用者に病状の急変、その他緊急の事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 指定訪問介護及び第一号訪問事業の実施中に天災その他の災害が発生した場合、訪問介護員等は必要により利用者の避難等の措置を講じる他、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(衛生管理及び従業者等の健康管理)

- 第9条 事業所は、指定訪問介護及び第一号訪問事業に使用する物品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 事業所は当該事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業員に対して、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び

訓練を定期的実施する。

(4) 事業所は、従業者に対し、年1回以上の健康診断を受けさせる。

(秘密保持)

第10条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 事業所は従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情受付窓口の設置)

第11条 提供した指定訪問介護及び第一号訪問事業に係る利用者等からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、苦情受け窓口と解決機関を設置する。

(1) 苦情相談受付者及び苦情相談解決責任者の設置

(2) 第三者委員会の設置

第三者委員会を設置し、サービス提供等について協議する。

(苦情の申立方法)

第12条 苦情の申立て方法は、口頭、電話、手紙、その他の通信方法による。

(損害賠償)

第13条 事業所は、指定訪問介護及び第一号訪問事業の提供によって利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(サービス提供記録の記載)

第14条 事業者は、指定訪問介護及び第一号訪問事業を提供した際には、その提供日及び内容、利用者に代わって支払いを受ける介護給付費の額その他必要な事項を、利用者の保持するサービス利用票等に記載する。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(3) 虐待防止の指針の整備

(4) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメントの防止・対応)

第16条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。

2 事業所は、従業者が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認めら

れる場合や利用者、利用者の家族等が施設の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる。

(業務継続計画の策定)

第 17 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業所は定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他事業所の運営に関する重要事項)

第 18 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 職員研修 年 1 回以上

2 事業所は、事業の提供に関する諸記録を整備するものとする。

3 この規程に定める事項の他、事業運営について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。